

住居表示実施区域内において次の行為を行った場合は届出（住居番号設定等申請）が必要です。

1. 建物の建築（既存の建物を壊し、新たに建替える場合も含む）
2. 建物の増改築（玄関・出入口が変わる場合）

● 住居表示実施区域は

裏面の那覇市住居表示実施区域図にてご確認ください。

● 申請をする窓口は

那覇市役所 本庁舎8階 地籍調査課へ直接申請ください。

※郵送による届出はできません。

● 受付時間は

平日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※閉庁日・土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日～1月3日）

● 申請を行う人は

建築主（所有者）または、当該建物の関係人（建築業者、水道業者等）であれば代理で申請することができます。

※ただし、建築主（所有者）の印鑑（認印でも可）が必要です。

● 申請に必要な書類は

以下の書類のコピーを申請用紙に添付して提出してください。

- ①建築確認済証（写し）
- ②案内図（建物の場所がわかるもの）
- ③建物配置図（方位、敷地及び建物配置、道路、隣地からの離れ）
- ④建物平面図（各階、玄関位置のわかるもの）

※添付図面は建築確認済の押印がされているものの写しとなります。

※30世帯以上の集合住宅は部屋割りが確認できる立面図等を添付。

● 申請をする時期

建物の足場や養生ネットが外れ、建物外観と玄関・出入口が確認できる時期。

● 申請にかかる期間

申請の翌日を起算日とし、休日を除く概ね10日後の決定通知となります。

（現場確認が必要ですので、足場や養生ネット等の支障がある場合は、支障が無くなった後が起算日となります。）

● 住居番号の決定は

申請を受理した後、図面や現地を確認して住居番号を決定します。

● 申請にかかる費用は

無料です。

● ご注意ください

住居番号を定める必要があるのは、住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物です。したがって、駐車場等の空地に住居番号を定めることはできません。

● お渡しするものは

住居番号を決定すると、「街区符号（住居番号）設定等通知書」と「住居番号プレート（アルミ製 紺色）」を交付します。

「住居表示プレート」は、建物等の出入口など外から見やすいところに取り付けてください。